同表六十七の表中「通算法人である中小企業者等の試験研究費に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書」を「通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書」に、「他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「12の計」－別表六(十)「１」）」を「他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「12の計」）－（別表六(十)「１」）」に、「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表六(十)「４」）」を「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「13の計」）－（別表六(十)「４」）」に、「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「14の計」－別表六(十)「５」）」を「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「14の計」）－（別表六(十)「５」）」に、「他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八(二)「15の計」－別表六(十)「８」）」を「他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八(二)「15の計」）－（別表六(十)「８」）」に、「割増前合算税額控除割合

$\frac{12}{100}+((8)-\frac{9.4}{100})\times0.35$

(0.12未満の場合又は(6)＝０の場合は0.12)」を「割増前合算税額控除割合

$\frac{12}{100}+((8)-\frac{9.4又は12}{100})\times(0.35又は0.375)$

(0.12未満の場合又は(6)＝０の場合は0.12)」に、「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八(二)「16の計」－別表六(十)「14」）」を「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八(二)「16の計」）－（別表六(十)「14」）」に、

「

通算親法人の事業年度が令和５年３月31日以前に開始する事業年度の場合	
	(8) ＞ 9.4 % の場合
	(11) ＞ 10 % の場合の特例加算割合 $((11)-\frac{10}{100})\times2$ （小数点以下３位未満切捨て） (0.1を超える場合は0.1)
	基準年度比合算売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合 （別表六(十三)「11」）

」を

「

通算親法人の事業年度が令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合	
	(8) ＞ 9.4 % 又は (8) ＞ 12 % の場合
	(11) ＞ 10 % の場合の特例加算割合 $((11)-\frac{10}{100})\times2$ （小数点以下３位未満切捨て） (0.1を超える場合は0.1)
	基準年度比合算売上金額減少割合≧２％かつ通算親法人の事業年度が令和５年３月31日以前に開始した事業年度の場合の特例加算割合 （別表六(十三)「11」）

」に改め、同表の記載要領第１号中「。第３号」を「。以下この記載要領」に改め、「）において同条第４項」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、「同条第８項第３号イ」を「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」に改め、「他の事業年度において同条第４項」の次に「又は令和５年旧措置法第42条の４第４項」を加え、同第11号㈠中「「他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「12の計」－別表六(十)「１」）(1)」」を「「他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「12の計」）－（別表六(十)「１」）(1)」」に、「第５号」を「第７号」に改め、同号㈡中「「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「13の計」－別表六(十)「４」）(3)」」を「「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「13の計」）－（別表六(十)「４」）(3)」」に改め、同号㈢中「「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「14の計」－別表六(十)「５」）(5)」」を「「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「14の計」）－（別表六(十)「５」）(5)」」に改め、同号㈣中「「他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八(二)「15の計」－別表六(十)「８」）(9)」」を「「他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八(二)「15の計」）－（別表六(十)「８」）(9)」」に改め、同号㈤中「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八(二)「16の計」－別表六(十)「14」）(16)」」を「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八(二)「16の計」）－（別表六(十)「14」）(16)」」に改め、同第11号中「の事業年度」の次に「。次号及び第５号において同じ。」を加え、「令和５年３月31日」を「令和８年３月31日」に改め、同第七号を同第九号とし、同第六号を同第八号とし、同第五号中「別表七の三「７」」を「別表七の二「７」」に改め、同号を同第七号とし、同第四号を同第六号とし、同第三号の次に次の11号を加える。